

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	太田 道雄	2番	櫻井 二子
3番	丹下 貞行	4番	川松 忠彦
5番	永井 八千代	6番	杉村 由幸
7番	瀧 信義	8番	石田 剛士
11番	佐藤 哲郎		
15番	宮田 佳司	16番	横井 彰夫
17番	小原 正広	18番	竹田 八重子

欠席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
9番	橋本 淳	10番	木村 均
12番	浅野 早苗	13番	近藤 淳司
14番	田中 倫雄	19番	八木 章嘉

【事務局】出席者

局長	山崎 克己	主幹	村井 宏行
主査	内藤 一広	主事補	上田 哲也

【農務課】出席者

主幹	羽田野 玲		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

**【事務局】**

定刻前ではありますが、始めさせていただきます。本日も会議開催にあたりましてはマスクの着用・会議時間の短縮等を施し、実施して参りますので、ご協力いただきますよう事務局からお願い申し上げます。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

それでは只今から令和4年第8回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員は、橋本委員、木村委員、浅野委員、近藤委員、田中委員、八木委員の6名でございます。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会法第5条第3項の規定に基づき「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、太田会長、議事進行をよろしく申し上げます。

**【会長】**

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。8月も終わりに近づきましたが、まだまだ暑い日が続きます。皆様方におかれましては、体調管理には十分に留意され、お過ごしいただきたいと思います。

それでは、只今から、令和4年第8回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第1議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において、6番杉村委員、7番瀧委員を指名いたします。

次に日程第2議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案2ページをお願い致します。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。

まず、所有権移転の案件から説明いたします。3ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため申請地を取得し、規模拡大をするものです。

受人は現在12,841㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では310日農業に従事しています。

(番号2申請地、地目、地積、申請内容朗読)

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は祖父と孫の関係にあり、申請地を贈与し、後継者へ継承するものです。

受人は現在9,571㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では590日農業に従事しています。

(番号3申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転になります。

受人は近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在9,826㎡の農地を経営しており、個人で年間170日農業に従事しております。

(番号4申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在4,403㎡の農地の経営しており、個人で年間150日農業に従事しております。

(番号5申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在14,356㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では700日農業に従事しております。

(番号6申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在3,218㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では900日農業に従事しております。

4 ページをお願いします。

(番号7申請地、地目、地積、申請内容朗読)

一部所在につきましては、登記地目は田ですが、現況は畑になります。

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在3,145㎡の農地を経営しており、個人で年間250日、世帯では350日農業に従事しております。

5 ページをお願い致します。

(番号8申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在8,325㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では160日農業に従事しております。

(番号9申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、今回の申請で農地を取得することにより、新たに就農するものです。

受人は今回の申請で2,391㎡の農地を経営することとなり、個人で年間150日、世帯では300日農業に従事する計画です。

(番号10申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在4,819㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では490日農業に従事しております。

(番号11申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在125,846㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では750日農業に従事しております。

(番号12申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、隣接する自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在8,713㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では150日農業に従事しております。

(番号13申請地、地目、地積、申請内容朗読)

売買での所有権移転です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在41,660㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では520日農業に従事しております。

6ページをお願い致します。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号14申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年8月25日から10年間の賃借権の設定です。

受人は、申請地の近隣に実家があり、申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在1,582㎡の農地を経営しており、個人で年間60日、世帯では150日農業に従事しております。

番号15番と16番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

(番号15申請地、地目、地積、申請内容朗読)

(番号16申請地、地目、地積、申請内容朗読)

令和4年8月25日から5年間の賃借権の設定です。

受人は、近隣に自己所有農地があり効率的に農業ができるため、申請地を借り入れて規模拡大をするものです。

受人は現在1,127㎡の農地を経営しており、個人で年間100日、世帯では520日農業に従事しております。

8ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計16件、移動の土地は、田26筆10,629㎡、畑17筆4,719㎡、合計43筆15,348㎡です。

以上、番号1番から16番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、

農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。  
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議事参与の制限により、川松委員は採決に加わることはできませんので、よろしくお願いたします。

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第42号 買受適格証明願(農地法第3条)について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案9ページをお願いいたします。

議案第42号 買受適格証明願(農地法第3条)について

買受適格証明願の申請書を次のとおり受理したので、農業委員会等に関する法律第28条第1項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

10ページをお願いいたします。

番号1番、2番及び3番は受人が同一であるため、一括で説明いたします。

番号1番

(申請地、地目、地積、申請内容朗読)

番号2番

(申請地、地目、地積、申請内容朗読)

番号3番

(申請地、地目、地積、申請内容朗読)

申請人は、近隣に自己所有農地があり、効率的に農業ができるため申請地を取得し規模拡大をするものです。

受人は現在17,719㎡の農地を経営しており、個人で年間150日、世帯では250日農業に

従事しております。

こちらの公売は稲沢市が行うもので、入札日及び改札日は令和4年10月25日となっております。

11ページをお願い致します。

証明願いは3件、合計 3筆 田 775 m<sup>2</sup>です。

以上3件の申請につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・第3項各号に該当しないため、許可要件を満たしており、買受適格者であると判断します。

以上になります。

#### 【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第42号 買受適格証明願(農地法第3条)については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第4議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

#### 【事務局】

12ページをお願いします。

議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてです。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

農地区分の詳細説明は、別に用意しました農地転用資料と併せてご確認をお願いします。

13ページをお願い致します。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

こちらは、貸駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

14ページ総括表をお願いします。

4条の申請件数は1件、転用の土地は、畑1筆180 m<sup>2</sup>です。

以上、4条申請1件につきましては、立地条件および一般条件ともに満たしており、許可相

当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第43号農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第5議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

つづきまして、15ページをお願いいたします。議案第44号農地法5条の規定による許可申請についてです。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。16ページをお願いいたします。

(番号1申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

(番号2申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買での所有権移転です。

こちらは資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号3番と17ページの16番は同時申請のため一括で説明いたします。

(番号3申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

(番号16申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

番号3番は所有権移転、番号16番は使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

16ページに戻ります。



(番号4申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

贈与による所有権移転です。

こちらは野天花木販売所及び駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号5申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

贈与による所有権移転です。

こちらは庭・フェンスを設置し、農地区分は第1種農地ですが、既存施設の拡張に供しているため、許可要件を満たしております。

(番号6申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

(番号7申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは農家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号8申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号9申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号10申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

売買による所有権移転です。

こちらは分譲住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

17ページをお願いいたします。

ここからは権利設定の案件になります。

(番号11申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号12申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号13申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号14申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築します。農地区分は第2種農地です。

(番号15申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは農家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

(番号17申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらはリサイクルステーションを設置し、農地区分は第2種農地です。

(番号18申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

使用貸借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第3種農地です。

(番号19申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらはコンビニエンスストアを建て替え及び拡張するための農地転用です。

農地区分は第2種農地です。

(番号20申請地、地目、面積、権利、申請事由朗読)

賃借権による権利設定です。

こちらは分家住宅を建築し、農地区分は第2種農地です。

つづきまして、18ページの総括表をお願いいたします。

5条の申請件数は、20件 転用土地 田 7筆 4240㎡ 畑 16筆 4732㎡ 合計23筆 8972㎡です。

以上5条申請 20件につきましては、立地条件及び一般条件ともに満たしており、許可相

当と判断します。以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第44号農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

総会提出議案 19ページをお願いします。

議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、次のとおり証明願いを受理したので、農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

20ページをお願いします。

番号1番

(申請地 地目 面積 被相続人 相続人 を朗読)

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日は令和4年2月16日からです。

番号2番

(申請地 地目 面積 被相続人 相続人 を朗読)

相続人は被相続人の子であります。

相続開始年月日は令和3年11月15日からです。

これらの適用農地につきまして現地確認をした結果、適正に管理されておりました。

21ページ総括表をお願いいたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明は、2件

田 7筆 6,255 m<sup>2</sup> 畑 3筆 3,064 m<sup>2</sup> 合計 10筆 9,319 m<sup>2</sup> になります。

これらの申請については、全て特例適用要件を満たしており、支障等はないものと考えます。

以上です。

**【会長】**

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第45号 相続税の納税猶予に関する適格者証明については、原案通り証明することに賛成の方は挙手願います。

(全会一致)

全会一致と認め、原案どおり証明することに決しました。

次に日程第7 報告第22号 現況証明願の報告についてから日程第9 報告24号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてまで、一括して事務局から説明を求めます。

**【事務局】**

22ページをお願いします。

報告第22号 現況証明願の報告についてです。

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

23ページをお願いします。

番号1番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和40年より住宅・倉庫敷地として利用しておりました。

番号2番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和49年より住宅・倉庫敷地として利用しておりました。

番号3番 (申請地 地目 面積を朗読)

昭和58年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、24ページをお願いします。報告第23号農地法第4条及び5条の規定による届出の報告についてです。

農地法第4条及び5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の6の

(5) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。  
25 ページをお願いします。

農地法第4条第1項第8号の届出です。

番号1

(申請地 地目 面積朗読)

駐車場による転用でございます。

番号2

(申請地 地目 面積朗読)

駐車場による転用でございます。

番号3

(申請地 地目 面積朗読)

駐車場による転用でございます。

26 ページ総括表をお願いします。

申請件数は 3 件 田 2 筆 4 8 7 m<sup>2</sup> 畑 2 筆 5 3 4 m<sup>2</sup> 合計 4 筆 1 0 2 1 m<sup>2</sup>  
です。

27 ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第7号の届出です。

まず所有権移転案件になります。

番号1

(申請地 地目 面積朗読)

売買による所有権移転で、庭による転用でございます。

宅地314.04 m<sup>2</sup> と一体利用します。

番号2

(申請地 地目 面積朗読)

売買による所有権移転で、住宅による転用でございます。

28 ページをお願い致します。

ここから権利設定の案件になります。

番号3

(申請地 地目 面積朗読)

賃借権の設定で、現場事務所および駐車場による転用でございます。

令和4年7月10日～令和5年5月31日までの一時転用です。

29ページの総括表をお願いします。

申請件数は 3件 畑4筆 749㎡ 合計4筆 749㎡です。

つづきまして、30ページをお願いいたします。

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告についてです。

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

31ページをお願いします。

番号1番と2番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号1番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号2番 (申請地 地目 面積 を朗読)

農地売却のための賃借権の解除になります。

番号3番から11番は受人が同一のため一括で説明いたします。

番号3番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号4番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号5番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号6番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号7番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号8番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号9番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号10番 (申請地 地目 面積 を朗読)

番号11番 (申請地 地目 面積 を朗読)

農地売却のための賃借権の解除です。

番号12番 (申請地 地目 面積 を朗読)

農地売却のための賃借権の解除です。

番号13番（申請地 地目 面積 を朗読）  
農地売却のための賃借権の解除です。

番号14番（申請地 地目 面積 を朗読）  
農地売却のための賃借権の解除です。

34ページの総括表をお願いします。

申請件数 14件 田 28筆 22,162㎡ 畑 1筆 214㎡ 合計 29筆 22,376㎡  
です。

以上になります。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。

長時間、ご審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和4年第8回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

太田 道雄

6番委員

杉村 由幸

7番委員

瀧 信義